

## (仮称) 恵庭市新行政改革大綱【骨子案】について

### はじめに

#### 策定にあたって

本市では、昭和61(1986)年に恵庭市行政改革大綱を策定し、その後も本市を取り巻く情勢を見極めながら継続して行政改革に取り組み一定の成果をあげてきたところです。

しかしながら、周辺地域の変化に応じた新たなまちづくりが求められており、老朽化するインフラ整備への対応、多様化・高度化する市民サービスへの対応など課題も山積しています。

限られた行政資源において将来にわたり持続可能な行政運営を実現していくためには、市民との協働の推進はもとより、新たな社会情勢を踏まえた行政改革を不断の取組として推進していく必要があります。

### I. 行政改革のこれまでの取組み

#### 1. 行政改革の経緯

本市の行政改革への取り組みは、昭和61(1986)年に『恵庭市第2期総合計画』の市政課題を推進するために策定した恵庭市行政改革大綱、平成8(1996)年の行政改革大綱(第1次)の策定以来、第7次まで計画を策定し、その時代ごとの社会情勢やニーズに応じ、様々な施策を講じてきたところです。

### II. 本市を取り巻く現状と課題

#### 1. 社会情勢の変化

##### (1) 人口構造の変化

少子高齢化、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足や将来的な歳入減少の可能性

##### (2) 高度化・多様化する市民ニーズへの対応

新型コロナウイルス感染拡大などによりライフスタイルや働き方の大きな変化によるデジタル移行

価値観の多様性により市民ニーズが複雑化

##### (3) 地球温暖化による気候変動のリスク上昇

近年災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んでいる

## 2. 本市の状況

### (1) 周辺地域の状況変化

次世代半導体製造工場などが千歳市に進出、北広島市におけるボールパーク周辺の開発、北海道・札幌 GX 金融・資産運用特区の認定  
周辺地域の変化に応じたまちづくり

### (2) 施設の老朽化

インフラの老朽化への対応

### (3) 財政運営状況

社会保障費の上昇

## Ⅲ. 行政改革の基本的な考え方

---

### 1. 行政改革が目指すもの

行政改革は、地方自治法で定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という自治体運営の基本原則を具現化する取組であり、効率的かつ効果的な行政運営のもと、本市の最上位計画である恵庭市第6期恵庭市総合計画と整合性を図って推進し、市民の満足度の最大化を目指すものです。

### 2. 行政改革の視点

#### ・持続的な行政運営

##### (行政資源の有効活用)

歳出総額に占める社会保障費と公債費等の割合が高くなると財政の弾力性が低下します。事務事業の見直しを徹底し、限られた行政資源を効率的・効果的にマネジメントできる体制を整備し、持続可能な行政運営に取り組んでいきます。

#### ・IT 技術を活用したデジタル行政

##### (社会情勢やライフスタイルの変化への対応)

少子高齢化、市民のライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化に順応しながら、IT 技術の急速な進化を効果的に活用した自治体のスマート化を推進し、行政サービスの質ときめ細やかさの向上を図ります。

#### ・市民と行政との協働の推進

##### (新たな行政課題への対応)

市民や団体、NPO、民間企業、地域の大学など、多様な主体が連携・協働する地域づくりを目指します。

## IV. 行政改革の推進項目

---

### 1. 効率的な組織体制づくり

#### (1) 組織運営と定員管理

職員の定年延長制度、生産年齢人口の減少を見据え、職種ごとの職員の年齢構成や退職者の見通しを踏まえた中長期的な観点による定員管理を行います。

#### (2) 時代の変化に適応できる人材の育成

時代の変化や複雑化・多様化する市民ニーズに対して、より高度な資質やスキルが職員には求められることから、新たな視点や発想で市政を担うことのできる人材の育成を行います。

#### (3) 多様な働き方の推進

ワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいを持って働けるよう、職員の意識醸成や働き方の改革を推進し、働きやすい職場環境づくりを進めていきます。

#### (4) 組織マネジメントの強化

市民に信頼される行政の実現やマネジメントされた組織風土の醸成を目指し、組織マネジメント機能の充実に向けた方針を毎年度作成し取り組みを進めていきます。

### 2. 健全で持続可能な財政運営

#### (1) 健全な財政基盤の維持

社会・経済情勢の変化に応じた新たな行政需要と、市民に対する安全安心の提供に柔軟に対応できる財政基盤の維持を目指します。

自然災害など、緊急の財政出動に備えます。

#### (2) 市民から信頼される財政運営

中期的な財政収支見通しを作成・公表し、歳入・歳出状況の見える化を図りながら、財政運営の透明性を向上させ、市民から信頼される財政運営を目指します。

#### (3) 受益者負担の適正化と財源の確保

「公の施設の使用料の設定基準」に基づき、算定根拠を明確化しておりますが、使用料や減免基準について適宜検証を行い、更なる受益者負担の適正化と財源の確保を図ります。

#### (4) 事務事業の見直し

総合計画の実現に向けて、政策の推進と効率性の向上を両立させる基盤として事務事業の見直しを推進します。

### 3. 公共施設マネジメントの推進

#### (1) 公共施設の適正配置

公共施設等の全体像を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合などを計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化のための公共施設の適正配置の実現を

目指します。

(2) インフラの長寿命化計画等に基づく適正管理

将来の財政負担を平準化するため、各個別インフラの長寿命化計画等に基づき、優先順位をつけて計画的に更新していきます。

#### 4. デジタル技術を活用したスマート自治体の推進

(1) 市民利用サービスのデジタル化の推進

窓口手続のデジタル化による市民の利便性の向上の実現や ICT 活用による災害への対応、教育・文化分野のデジタル化を推進します。

(2) 行政事務のデジタル化の推進

デジタル・ガバメントの実現を目指します。

(3) デジタルリテラシーの向上及び情報セキュリティの確保

市民の個人情報や市の重要情報等の情報資産を守るため、情報セキュリティを確保する取組を推進します。

(4) デジタルデバйд(情報格差)対策の推進

ICT の利活用における格差が生じることのないよう格差対策に取り組めます。

(5) 動向を踏まえたデジタル化の推進

最新技術の情報収集を行い、市民の利便性やサービスの向上を目指します。

#### 5. 民間活力を活用したまちづくりの推進

(1) PPP の推進

民間事業者において実施することができるものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとします。公共施設等の整備にあたっては、PPP/PFI の手法導入を優先的に検討します。

#### 6. 市民との協働によるまちづくりの推進

(1) 積極的な行政情報の提供と市民参画機会の提供

より多くの市民が必要な情報を簡単に取得できるよう SNS などを活用し、様々な媒体を通じて積極的な情報提供を行います。また、適切な手法による市民参画の機会を提供し、市民との協働のまちづくりを推進します。

### V. 行政改革の基本事項

---

1. 名称 (仮称) 新行政改革大綱

2. 位置づけ

大綱は、本市の行政改革に関する基本的な考え方や、取り組みを実行していくための

方針を定めたものであり、最上位計画である「第6期恵庭市総合計画」を行政運営の観点から下支えするものです。

また、次の計画等により取組めます。(挿図)

定員管理計画、組織マネジメント実施方針、公共施設等総合管理計画、財政運営の基本指針、中期財政収支見通し、(仮称)事務事業の見直し計画、恵庭市デジタル化推進計画、PPPに関する基本方針、(仮称)市民参加推進方針など

### 3. 推進期間

第6期恵庭市総合計画との整合性を図り、**令和8(2026)年度～令和17(2035)年度までの10年間とします。**

必要に応じて見直すこととします。

### 4. 推進方策

行革大綱の方針に基づく個別計画等をもって所管において推進し、進捗管理を行います。また、それ以外の取組みについては、全庁の取組状況を事務局がとりまとめて行政改革推進本部へ報告します。

行革本部においては、推進項目の進捗状況を包括的に管理していきます。

### 5. 推進体制

市長を本部長とする「行政改革推進本部」で包括的に進行管理を行い、市が一体となった取組を進めます。(推進体制図)

## VI. 推進項目と個別計画の体系図

### 推進項目と個別計画の体系(一覧)

(仮称)新行政改革大綱推進項目と、個別計画(恵庭市第4次定員管理計画、組織マネジメント実施方針、恵庭市公共施設等総合管理計画、恵庭市デジタル化推進計画等)との関係を図式化

●第7次計画の推進項目

(仮称)新行革大綱 推進項目(案)

| ①組織運営                    | ①効率的な組織体制づくり                 | 対応する個別計画等                        | 計画期間          |
|--------------------------|------------------------------|----------------------------------|---------------|
| I-(1)時代の変化に適応できる人材の育成    | (1)組織運営と定員管理                 | 恵庭市第4次定員管理計画                     | 令和6年度～令和15年度  |
| I-(2)多様な働き方の推進           | (2)時代の変化に適応できる人材の育成          | 人材育成基本方針                         | 平成29年3月～      |
| Ⅲ-(3)組織マネジメントの強化         | (3)多様な働き方の推進                 | 特定事業主行動計画                        | 令和3年4月～       |
|                          | (4)組織マネジメントの強化               | 組織マネジメント実施方針                     | 年次更新          |
| ②財政運営                    | ②健全で持続可能な財政運営                | 対応する個別計画等                        | 計画期間          |
| I-(4)事務事業の見直し            | (1)健全な財政基盤の維持                | 次期財政運営の基本指針                      | 令和8年度～10年程度   |
| Ⅲ-(1)財政マネジメントの強化         | (2)市民から信頼される財政運営             | 中期財政収支見直し                        | 年次更新          |
|                          | (3)受益者負担の適正化と財源の確保           | 公の施設の使用料の設定基準                    |               |
|                          | (4)事務事業の見直し                  | (仮称)事務事業の見直し計画<br>(事務事業評価マニュアル)  | 令和8年度～        |
| ③公共資産運用                  | ③公共施設マネジメントの推進               | 対応する個別計画等                        | 計画期間          |
| Ⅲ-(2)公共施設マネジメントの推進       | (1)公共施設の適正配置                 | 恵庭市公共施設等総合管理計画                   | 平成28年度～令和27年度 |
|                          | (2)インフラの長寿命化計画等に基づく適正管理      | インフラの長寿命化計画等                     |               |
| ④デジタル推進                  | ④デジタル技術を活用したスマート自治体の推進       | 対応する個別計画等                        | 計画期間          |
| I-(3)ICTの活用による業務改革       | (1)市民利用サービスのデジタル化の推進         | 恵庭市デジタル化推進計画                     | 令和4年度～令和7年度   |
| Ⅱ-(1)効率的で質の高い窓口サービスの提供   | (2)行政事務のデジタル化の推進             | 恵庭市デジタル化推進計画                     | 令和4年度～令和7年度   |
| Ⅱ-(2)行政手続のデジタル化          | (3)デジタルリテラシーの向上及び情報セキュリティの確保 | 恵庭市デジタル化推進計画                     | 令和4年度～令和7年度   |
| Ⅱ-(3)新たな行政手法の取組          | (4)デジタルデバйд(情報格差)対策の推進       | 恵庭市デジタル化推進計画                     | 令和4年度～令和7年度   |
|                          | (5)動向を踏まえたデジタル化の推進           | 恵庭市デジタル化推進計画                     | 令和4年度～令和7年度   |
| ⑤民間連携                    | ⑤民間活力を活用したまちづくりの推進           | 対応する個別計画等                        | 計画期間          |
| Ⅱ-(4)PPP/PFIを活用した公民連携の推進 | (1)PPPの推進                    | PPPに関する基本方針                      | 平成28年3月～      |
| ⑥市民協働                    | ⑥市民との協働によるまちづくりの推進           | 対応する個別計画等                        | 計画期間          |
|                          | (1)積極的な行政情報の提供と市民参画機会の提供     | (仮称)市民参加推進方針<br>(市民参加度チェックマニュアル) | 令和8年度～        |